

議会運営委員会会議録

(開会中 令和3年12月10日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和3年12月10日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

委 員 吉 岡 清 彦

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美 和 子		

本日の委員会に付した案件

追加議案について

開 会 11時28分

閉 会 12時50分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催いたします。会議次第により進めますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

追加議案が出てまいりましたので、町長より議案の概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本日は議会中の大変お忙しい中、またお疲れのところ議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。今回追加でお願いをいたしますのは、定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結についての議案が1件でございます。提案内容につきましては、所管の部長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様お疲れさまです。建設産業部におきまして追加議案を1件予定しておりますので、説明させていただきます。議案第71号定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結についてでございます。この工事は、定林橋を利用する方の安全性を確保するため、歩行者専用の側道橋を整備するもので、12月7日に入札会を実施し落札業者が決定をしたところでございます。その工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま説明がありました追加議案につきまして、12月16日の議事日程に追加し即決としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように決定をいたします。

次に会期について、予定どおり12月16日までとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのとおり決定をいたします。

以上で、本日の議会運営委員会を閉会いたしますが、理事者の方は御退席をいただき、暫時休憩に入ります。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き会議を行います。

はじめに、諮問機関の委員の就任についてを議題といたします。去る12月7日の全員協議会におきまして再々協議となったわけでございます。当日の議員からの意見としては、一人は「撤回すべきという意見」、もう一人は「議員は自由である、この案につ

いては反対だ」などの意見が出てまいりまして、議長が再々協議を提案され、私もうなずいたわけでございます。そういうことから本日に至っておりますので、今から再度、御協議をいただき、決定していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお参考に、12月7日にお配りしましたものを、お持ちでないということがあるかもしれないということですので準備をしておりますので、お持ちであればそれらをもって協議いただきたいと思います。この表からいけば、2段目、諮問機関の云々でございますから、そういうことでよろしくお願いいたします。何か御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議運の中でこうした決定をして全員協議会に提案したんですけども、実質3名の方から「こうした制度は馴染まないんじゃないか」というふうな意見が出ているのは、先程委員長報告の中でありましたけども、やっぱり、ほかの方の意見が出てこないってところ。ほかの方がどのように考えてらっしゃるのかという部分は、ちょっと伺っていないんじゃないかなど。強い意見に押されて「そうじゃないんだ」と反論をできる余地がないと言いますか、だからなかなか意見が出ないものなのか。それとも同調して「そうだ」と思って意見が出ないものなのか。「議運で決定したからこれでいこう」という部分については、私は少し考えなきゃいかんかなど。今、議運は、議会運営を進める中ではこうした方がよいというふうな論調が、皆さん同じ考えで進めてますんで、議運の中ではスムーズに決まっていくんですけど、ただ、受け入れるほかの議員が、なかなか受け入れられないということなんで。この議論については、私はもう一度、皆さんがどう考えてらっしゃるのか意見を聞く機会を持つべきと思っています。あまりにも議運が決めたから、もうこれでいこうという部分は、先程言いますように、ちょっと乱暴かなど。今度は逆に、議運じゃないメンバーに私自身になった場合に、議運の決定だからって進められると反発したくなる部分が出てくると思うんで、やっぱり議員に関わることだから、本当に皆さんが納得する形で終結するというのが一番だと思いますんで、もう一度、皆さんの意見を聞く場っていうのを作っていただけたらどうかなど。私、この部分についてはこうあるべきだろうというふうに思っています、事実上はですね。いろんな委員がある中で、確かにそこは議員がなっても良いんじゃないかという部分もあるんです、実際ですね。ただ、議員必携の中の10、11ページに「議会の使命と議員の職責」というところがあって、「議会の使命」の中の「その第二は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立っての監視であるべきである。」ってなっているわけですね。住民の立場に立って監視するってなると、本会議になったときに本当に住民の立場に立って批判できるかつ

てなると、私はそこで決定した部分に流される形になってしまうんじゃないかというふうに思いますんで、私はあくまでも、こういう立場があつていいのかなというふうに思いますし、次のページでは「議員の職責」が書かれていて、同じような部分なんですよ、やっぱり。いろんな意味でそういうふうに考えないといかんというところで。ただ「もっと住民の中に入って学習すべきではないか」というふうな議論がされる中で、そこも書いてあるんですよ。「一步踏み出して、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を汲み取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して」というふうな話になる。これは、議員の個人の活動でも十分できる取り組みなんです。諮問委員会に入らないとできないわけじゃない。諮問委員会を傍聴したりだとか、諮問委員会の委員に「今どうなっていますか」って聞けばですね。そこが、この中で謳われている「住民の中に飛び込んで、いろんな意見を聞いて、どう判断するか」という部分の役割だと思うんで、私はそういう意味では、こうした立場であつてしかるべきではないかな、というふうには思つてはいるんで。ただ、ここで決まったからもうこのとおりだというふうに進められると、先程言うように議運の立場が変われば、「議会運営委員会で決めたんだからもうこれだ」ってやっていくのは十分ではないかなと思いますんで、もう一度、議員の皆さんの意見を聞く場を。こういう参考文献を添えて、こういう立場で臨むべきではないかというふうな部分があれば、もっと意見が出やすいのかなというふうに思いますんで。もし全協を開かれるならば、そういう機会を与えていただきたいと思います。長くなりましたけど、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと私から確認なんですけど、他の人の意見を聞くということが一つですね。それで、今まで全協で示したこの文言を基本にして、そして先程言われた議員必携の中身のそういうものをプラスして、もう1回説明をしてみるということで理解していいですね。ほかに御意見ございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、言われた中身と重複するかもしれないんですけども。確かに、最終的には議論を尽くした上で議運として「こうすべきだと思う」ということで出したものについては、それを尊重してもらおう。やっぱりこういう制度がないとどうにもならないとは思いますが、その前段として、全協なりでいろんな人の意見を聞いた上で、それを極力吸い上げて、こういう意見もあつたよねというようなことをするのが前提だと思うので、そこが大事ななと思います。そういう意味では前回全協の中で出された意見の中で、確か内村議員だったと思うんですが「法律等って書いてあるけど法律等をもっと明確にして欲しい」という意見があつたので、できれば議運の中で法律等というのは、これは仮にですけども「法律、条例、規則、要領、要綱等です」とかいうのを全協の中できちっと明確にして、回答できるようにしておかないと、私が質問したのに全然答えてくれないじ

やないかというようなことになると、また議運に対しての不信感を持たれるので、この点も何らかの回答をした方がいいんじゃないかと思うのと、やっぱり河野委員が言われたように、ほかの議員がどう思っているのかがよく分からないので、全協辺りで一人一人意見を出してもらう方が良くないか。私たちが就任をしない方が望ましいと言うのがうまく伝わってない気がするので、今ちょうど河野委員が議員必携から言われたところを丁寧に説明して、そういうことかと。そういうのもあって良くないか。やはり一番心配するのは、もう議運が決定したからっていうのをあまりにも前面に押し出し過ぎますと、ほかの議員から「今の議運はどんどん強引に進めていく」というような不信感を持たれたら、それは本意なんで、やっぱりきちっと皆さんの意見を聞いた上でやっているんだというところは示して欲しい。そういう議運でありたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議運で決定したものを全協に持って行って報告をするという流れの中で、今、議運の中では基本的には全会一致でまとめたものを報告するという事になっていきますので、これはこれでもういいと思うんですよ、議運でまとめた文書ですので。だからその先で、前回一人の議員が最後におっしゃられていましたけども、反対意見があればいつまでたっても決まらないじゃないかということで、だから議運以外の議員が反対をされとるわけですよ、議運は全会一致で決まっているわけですから。そこを、先程河野委員がおっしゃったように、改めて意見を聞いた方がいいんじゃないかと。それは聞いていいと思うんですよ。聞いたあとをどうするのか。恐らく、賛成の人もおれば、反対の人もおられると思うんですよ。全協の進行が議長に変わりますので、私はもう多数決なりで最終的には決めるべきだと思っているんですよ。そしたら、全体で決めたことになるんじゃないかなと思うんですよ。議運で決めたじゃないかということじゃなくて、全協の中で意見が割れたので、多数決で決めますってことにしていただければ、全員で決めたことになるんじゃないかなと、そういう解釈をするんですけども、どうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

議運の云々ということについて、私から改めて申し上げておきたいと思いますが、必携にも載っておりますように議会の運営上の問題については、申し合わせ事項にありますように議運で決定したことはほかの議員は尊重する。そうでないと議運はやった甲斐がないということも一方ではありますし、そういう決まり事があるんです。決まったことは全協に報告をして、若干意見を聞いて持ち帰って、それで検討した結果が最終結論と、申し合わせ事項の最後に付表まで付けてしてありますから、それはそのとおり今までも一緒だということだけは念頭に置いていただきたいと思うんですが。今、議題となっている附属機関の云々、あるいは団体の問題等については、直接的な議会運営上の問題から若干外れるということがございますので、十分皆さん方、先程からあったよう

に意見を聞いて、全体の意見を十分反映して決めていく必要があるということは、もう当然のことだろうと。これは区分けをして考えていくべきじゃないのかということ、最初これを議題に載せたときに私もちょっと触れましたけども、そういう考え方は当然言われるとおりで、この件についてはそういうことでお考えをいただきたいということ、まず私から申し上げておきます。今、堤委員から出ましたけども、みんなの意見を聞いていく必要があるという意見でございます。それから浦川委員からは、みんなの意見を聞くけれども、あとどうするのということです。私ども議会運営委員会から手が離れるわけで、議長も今、同席をして、副議長もおりますし、決まったことはこの場で議長に報告したような形になって、全協の主導権は議長にあるわけですから議長の方で議事運営はしていただかんとですね。説明は当然議運委員長がするとなっていますので、それはやりますけども。全協の運営上は議長が全権限持っていますので、あとどうするかということが浦川委員からあったように、それは全協の運営上の問題ですから、議長の方で御案内をいただきたいと思うんです。再々、再協議に付すような結論を出してもらっても困るわけで、その辺りは全協の運営上の技術的な問題があると思いますので、議長の方で仕切っていただきたいというふうに思うんですが、何か意見があれば。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今、河野委員と堤委員から良い意見が出て、私ももっともだなと考えております。全協の中でも3人が反対をされておりますので、この3人の意見も無視はできないと思っております。ただ、今までの全協、議運の中で決まったことは従うという考えもありましょうけども、私的には、やっぱり皆さんが合意に達して、ということであれば、一番良いのかなと思っております。あくまでも私は、全会一致でした方が良いんじゃないかと思っております。議案とか何とかはそれぞれ多数決もありますけども、多数決でやってしまうと一つの例になって、何もかもとなる可能性も心配しておりますので、できれば全会一致が望ましいということで考えております。先程言いましたように、3人の意見も尊重しなければならぬんじゃないかなという思いをしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

物事が決まらんから最終的には全協の中で採決して、一個一個決定をしていったらどうかということ、私は申し上げておまして、仮に少数意見で反対をして、その人の意見が通らなくても、きちんと議事録に、反対の人はこういう意見を述べたんだって残るわけですね。それを説得して、どうか賛成してくださいとかっていう話になりますと、そういう意見も無くなって、全会一致で決まりましたというような形になるわけですよ。私も少数意見で反対したときもありますけども、できれば反対を意思表示させていただいて、そして否決されたという形にさせていただいた方が、よっぽど反対で述べた方が

すっきりするんですよ。そういう方もいらっしゃると思うんですよ。だから、以前も私は反対しました、全協で。例えば監査委員の議会からの選任についても、これは私、絶対全協の中で賛成していませんから。でも、選任すると決まりましたから。だから、これは全会一致じゃなくても決まっているわけなんですよ。おそらく採決もしていません。ただ、一人ガーガー言いよっただけかなぐらいな感じで、もう選任をするように決められたんですよ。だから、物によってはそういうことをして決めてきているものもあるわけですよ。だから、それよりも一定皆さんの意見をしっかり聞いて、意見が出尽くした時点で、採決でそれなら決めましょうかと、意見がまとまりませんのでということで、それで結果をもって決定をしていくということが、私はこれが一番きれいなやり方じゃないのかなと思うんですけども。議長がやっぱり全会一致にこだわるといことですけども、何も決まらんですよ、これじゃ。そういうふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

1期目の議会運営委員会の委員長をさせていただいたときに議長や先輩議員から教えられたのは「議運の決定は全協で報告をするもので、議運の決定を優先する、だからそういうふうを考えておくように」と言われていたんですが、結局はこの何年かずっと全員協議会で、議運の案として出した、差し戻す、出した、差し戻す、こういう状況が続いているので、本来そういうふうに教えられたことが間違いだったのか、それとも民主主義じゃないけど皆さんの意見を出し合って、最終的に全会一致を求めていくというのが全員協議会の形になったのか、何かいつの間にかよく分からない状況になっていて。私は、申し訳ないんですけど浦川委員の考え方と全く一緒に、決まらないものを全会一致にどうにかして持っていかうとするのであれば、そこには、やっぱりそれぞれ議員の考え方があるんで無理があるので、どうしても決めないといけないとか、これが必要だから議会運営委員会の中でも話し合いをしてきたわけですから、最終的にいろんな意見を出していただいた上で、やはり採決して決めていかないといけないのかなと。また、そこをきちんとしとかないと、またこれ戻されますよ、反対の方はしっかりいるんだから。だから、そこをそういう形で進めて行かないと、結局、今の長与町議会というのは決まらないのかなと思っているので。今朝も「議会というのは数の世界」ってあるコメンテーターが言っていましたけど、まさにそのとおりでと思うので、決まらなかったらもう最終的に、数で決定をするっていう決め方でも私は構わないと思うので、そういうふうにしていただいて、最終的な結論を早めに出していただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は、議運の決定に従ってもらおうというのには反対なんですよ。だから、議運で報告

した内容について全協で揉んでもらって、全会一致にならんとときには採決をしてくださいって、より民主的なことを言っとるわけですよ。だから、議運の決定したもんだから全員賛成してもらわないと駄目ですよって。そこには、反対の方は一通り反対の意見を言える場を作るべきだと思っておりますので。そういった挙げ句に、全体でどうしましょうかという採決で決めるべきだということを申し上げておるわけですから、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ意見がございましたけども、今、議題になっています町長の諮問機関の云々、この文言を変更するという意見は無いようですね、そういうことで理解していいですか。ただ、河野委員からあったように、必携の10から11ページの資料等を添付して、もう1回説明をしてみるという意見で対応していいのか。この文言をどうしても変えないといけないと思われる発言は、今は無かったんですが、どうなんでしょう。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

確かに私は前回も若干触れたかと思うんですけども「辞退することが望ましい」という点については、先程まさに浦川委員が言われたように、自分の思っていることは言った方が良くということで、私も言わせていただきますが、苦肉の策でこういう文言になったんですが、別表の中の開票立会人を除いたわけですよ。開票立会人は、それぞれの政党の関係者だったり、候補者の関係者だったりという人たちが、例えば、深夜遅くまでなるからということで手を挙げて、じゃあ私が行きましょうということで、たまたま議員が行くっていう場合もあるんですよ。そういうふうにした私の行動が、これを読めば「辞退することが望ましい」。全員協議会でもどなたか言われていましたけど、開票立会人になった私は望ましくないことをしているっていう解釈になって、非常に私自身の心の中でずっとわだかまりがあって、不本意なんです。私、そんな悪いことしているのってというのは、皆さんも理解していただけたと思う。ただ、どっかで折り合いをつけないとどうにもならないから、もうここはぐっと我慢して。ただ、そうやって我慢できる人と「いやもう私は、これは納得できない」という意見も出るのは当然かなと思いますので、そういう意見をそれぞれ出してもらって、どうしても決着つかない問題もあるんで、それはもう最終的にどうかというのは出さんといかんというふうに思います。そういう矛盾は感じているという点は、議事録に載せていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

先程お尋ねをしたのは、別紙のとおり修正したということについては全会一致で決めておったんですね。これは報告をしました。そしたら先程言いますような意見があって、また差し戻しになったんですね。したがって、この別紙を議運で変更してということが必要だという意見は無かったもんですから尋ねたんですけども。別紙の申し合わせ事項については触るところはありませんか。それを今、尋ねたんですが。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回の全協の中で、内村議員から「法律等」という部分について修正をした方が良くないかという意見があったんですね。ここを、そのままでいいのか、言われたように変えた方がいいのかぐらいの議論はすべきかなとは思っていますが。

○委員長（岩永政則委員）

そうですね、別紙に「就任については、法律等に規定されているものを除き」と書いてあるんですけども、そういう質問があって、何か変更が必要と思われまじょうか、皆さん。あるいは、どう解釈をするかということなんですよ。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

特別職の職員の云々につきましては、別紙の中の「町長の諮問機関の委員」という頭は外して、括弧を取って「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表（第2条関係）に定める職務のうち、諮問機関の委員の就任について」という表現に変更するというので決定したいと思いますが、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

なお、「標記の委員就任については、法律等に規定されているものを除き」という中に、「法律等」という表現がありますけれども、この「法律等」の意味は法律があり、国の場合は政令があり、町の場合は条例があり、規則があり、規定等もあるわけです。そういうものをもって「法律等」と解釈をするということについて異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、この「法律等」の解釈についてはそういう解釈をするということに決定し、この表現はこのまま生かしていくということに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで決定をされました。

したがって、これを議長に報告して、議長の方で16日の議会の終わりに全協を開いていただいて、そこで報告の機会をいただくということで、あとは議長の采配で行っていただければありがたいということを申し上げて、この件は終わりたいと思います。

それでは、次に一般会計予算決算分割付託の細部事項についてを議題とします。この件も先の議題と同じように、再々協議となったわけです。一人からの意見が出ましたが、要綱を作るべきとの主張であり、ほかの方の意見はありませんでした。よって要綱を作ることに對してどうなのか、意見を求めたいと思います。何か御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

内村議員から言われたんですけども、要綱を作らなければならない条件と言いますか、そういうところがよく分からないですけども。私はもう運営基準の中で十分分かると思うんで、そこら辺をきっちり説明しておかないと、言われた本人も納得できないんじゃないかなと思いますので、そこをしっかりと判断しておくべきかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

その要綱について、ほかの方、受け取り方なり、何を言われたのかよく分からん面もありますけども、何か御意見ありません。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同様の分割付託を採用している所が申し合わせ事項に載せているわけです。私も先程の議論の中で、もし残すのであれば申し合わせ事項に横並びで大村市とか、長崎市とか。なんでかと言いますと、分割付託というのが行政実例で違法性があると指摘されているわけですよね。こういったものを大っぴらに要綱に書き込むなんて。私はなるべく人目につかん申し合わせ事項ぐらいに載せとった方が良いんじゃないかと思いはしているんですが。ただ、申し合わせ事項を無くしていくんだと言われているんで、それであれば、基準の方が良いんじゃないかなと思いはしております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございません。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、ちょっと気になったのが、浦川委員が「違法性がある」ってはっきりおっしゃっているんですけども、違法性があるというあれじゃないんじゃないかなと思うんです。そこは「本来一体不可分のものである」というところですよね。それを分割するのは、もう違法行為をやっているってことじゃないんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

どこの部分を取って違法性があると、私も専門家じゃないんで分かりませんが一般的に違法性があると行政実例で示されているわけですよ、この分割付託方式は。そういうのが書いてあるもんですから、特別委員会って言うところで、そこは否決をされて、分割付託でやろうということは皆さんで決めたんですから。違法性があろうが、よそはやっているじゃないかというところで決めたわけですから。違法性がある、無いは、どこがと言われれば私もよう分からんとですけど、一般的に有ると指摘をされているってことが書かれてあるもんですから、私もそういうことで申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうですね。結局、一体不可分のものであるっていうか、議案一体の原則があるということなので。ただし深く掘り下げるために、より深く知るために細分化して各委員会で審査して。ただし最終的には、本会議で一つの議案として可決か、否決かを判断するので、そこで法的には担保されるというふうに私は理解をしています。それから内村議員が言われた件については、何を基準とか、申し合わせにするべきか、何を要綱にするべきか、そういう資料も私が持ち合わせてないので分からないんですが、そういった法的なものって調査できないものか。それを説明すれば御理解いただけるのかなど。無ければ、これは要綱にまとめます、これは基準、申し合わせにまとめますということは今後やっていくとか、そういうふうなことでどうなのかなどは思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに意見はありませんか。これ事務局は聞いておられて、内村議員の言われることの意味がどういうふうに解釈をされたのか、局長何か気づきはありませんか。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

内村議員は、全協の中で要綱を作れということに終始されていたと思いますが、事務局案はあくまでも基準の中で謳っていくと。先程浦川委員も言われましたけども、決して表立って「分割付託をやっているんだ」というところは、先程の行政実例の件も鑑みれば、そう大っぴらに皆さんにお示しするような内容ではなくて、あくまでも議会の内部の審査の方法を、自分たち議会はどうするんだっていう身内の内規でするので、内規である以上は要綱とかではなくて、先程出ました申し合わせなり、今で言えば基準が一番適当だというふうに事務局は考えているところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

大体、意見が出たんですけども、従来からの考え方で良いんじゃないかという意見が多数であるというふうに思うんですが、浦川委員が言われるように、また事務局も言いますように行政実例が出てあるわけですので、それをもって他の市町も申し合わせとか、あまり具体的に定めてないというのが実態であるわけですので、それを敢えてうちの場合は、事務局長が提示したものを「長与町議会の運営に関する基準」の最後に掲載をしていくということですので、その辺りですとしていくべきだという議運の決定は踏襲をして、それでまた再度説明して、もう決着をこれにつけていただくということで、議長、お願いしたいというふうに思うんですが、いいでしょうか皆さん。

（「異議なし」の声あり）

そしたらそのように決定をしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、以上で本日の会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

（閉会 12時50分）